

熊本県事業承継者おうえん資金実施要領

(目的)

第1 全国統一制度により、事業承継に必要な資金調達に資することにより、中小企業者の事業活動の継続及び事業承継の促進を図ることを目的とする。

(融資対象者)

第2 融資対象者は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 事業承継を行う者又は事業承継を行って5年以内の者
- (2) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（昭和37年通商産業省令第14号）第12条第1項第1号イの規定による認定を受けた会社である中小企業者の代表者で、次の①～⑥のいずれかに該当する者
 - ① 当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要がある者
 - ② 当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要がある者
 - ③ 株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれる者
 - ④ 当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をした者
 - ⑤ 当該代表者が有する当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は当該事業用資産等の返済義務を免れるための価格弁償をする者
 - ⑥ その他諸費用が生じた者
- (3) 3年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で事業承継日から3年を経過していないもので、次の①～⑤の全てに該当する者
 - ① 資産超過であること
 - ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
 - ③ 法人・個人の分離がなされていること
 - ④ 返済緩和している借入金がないこと
 - ⑤ 専門家※の確認を受けていること

※ 中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第20条第2項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者

(資金使途)

第3 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

(融資限度額)

第4 融資限度額は、5,000万円とする。

(融資期間)

第5 融資期間は、1年以上10年以内（据置期間1年以内）とする。

(貸付方法)

第6 貸付方法は、証書貸付とする。

(返済方法)

第7 返済方法は、均等分割返済とする。

(融資利率)

第8 融資利率は固定とし、融資期間により以下のとおりとする。

7年以内 年1.90%以内

7年超 年2.00%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

(保証料率)

第9 保証料率は、熊本県信用保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定することとし、各区分欄に掲げる率に相当する額を県が補助する（年率・単位％）。

融資対象者(1)、(2)									
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県補助率	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10	0.00
事業者負担率	0.50								0.45
融資対象者(3)									
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
県補助率	0.90	0.75	0.60	0.45	0.35	0.25	0.15	0.05	0.00
事業者負担率	0.25								0.20

※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1％を割引いた保証料率を適用する。

①担保の提供がある場合

②会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

※融資対象者(1)において、令和8年8月10日から令和8年11月30日までに保証協会が保証申込受付、かつ、令和8年12月31日までに取扱金融機関が融資実行した分で、事業者選択型経営者保証非提供制度を選択する場合、上乘せとなる保証料率（年0.25％又は年0.45％）に対して、2分の1に相当する額（年0.125％又は年0.225％）を県が補助する。

但し、条件変更に伴い追加して生じる保証料については県の補助の対象外とする。

(担保)

第10 担保は必要に応じて徴求する。

(保証人)

第11 保証人は、下表のとおりとする。

融資対象者(1)、(2)	必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
融資対象者(3)	徴求しない

(申込先)

第12 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会及び取扱金融機関とする。但し、融資対象者(3)については、与信取引のある金融機関経由に限る。

(必要書類)

第13 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる提出書類等の他、下表のとおりとする。

I 事業承継をする場合（事業承継後5年以内の場合を含む）

□事業承継者おうえん資金事業計画書【様式1】	
■事業用財産を取得する場合	☐ 事業用財産譲渡契約書（写） ☐ 金融機関及び税理士等が作成した財産評価算定書（任意様式） ☐ 被事業承継会社の事業譲渡に係る議事録（写）（被事業承継会社が法人の場合） ☐ 被事業承継会社の定款（写）（被事業承継会社が法人の場合）

■株式を取得する場合 （株式会社の場合、発行済議決権株式総数の3分の2（有限会社の場合は4分の3）以上を一括取得する必要がある。）	☐ 株式譲渡契約書（写）及び承継前後の株主構成・出資比率が分かる資料（任意様式） ☐ 金融機関及び税理士等が作成した株式評価算定書 ☐ 被事業承継会社の株主（写）及び履歴事項全部証明書 ☐ 被事業承継会社の定款（写）及び直近2期分の決算書
---	--

Ⅱ 経営承継円滑化法の認定を受けた会社の代表者の場合

- ☐都道府県知事の認定書（写）
☐認定に係る申請書及びその他提出書類（写）

Ⅲ 専門家の確認を受けた者の場合

- ☐事業承継計画書（特別保証分）【様式2】
☐財務要件等確認書【様式3】
☐ガバナンス体制の整備に関するチェックシート【様式4】
☐借換債務等確認書【様式5】※既往借入金を借り入れる場合
☐他行借換依頼書兼確認書【様式6】※他行借り換えの場合

（責務と報告）

第14 本資金の借入に当たっては、次の(1)～(4)のとおり取り扱うものとする。

- (1) 金融機関と商工会議所又は商工会は相互に連携し、中小企業者に対し、計画の策定支援及び経営支援を行うものとする。
- (2) 金融機関及び融資のあっせんをした商工会議所又は商工会は中小企業者が融資を受けてから事業が安定するまでの間（原則3年間）経営支援を行うものとする。
- (3) 中小企業者は融資申込先に対して年1回、事業計画の実施状況を報告する。
- (4) 中小企業者から実施状況の報告を受けた金融機関又は商工会議所、商工会は、保証協会に対し年1回、経営支援の実施状況と中小企業者の取組状況について報告する。（ただし、商工会議所又は商工会においては、金融機関に対しても報告を行うものとする。）

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月31日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年9月2日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年8月10日から施行する。

事業承継者おうえん資金事業計画書

年 月 日

(申込人)
住所

会社名

代表者名又は氏名

1 事業承継の類型 (該当する類型に○をつけてください。)

	親族内承継	被後継者の3親等内親族による事業承継(法人の代表者変更を含む)
	同一業種間の承継	同一業種を営む中小企業者間の事業承継

2 事業承継する(した)背景及び事業内容

3 被事業承継者の概要

会社名又は屋号			
代表者名又は氏名			
本社所在地又は住所			
営業所及び工場等			
資本金	千円	設立日又は生年月日	年 月 日

4 本件の資金計画

(1)必要資金の内容

事業用財産購入資金	千円
株式取得資金	千円
その他(運転資金・設備資金)	千円
合計	千円

(2)資金調達の方法

保証付融資	千円
プロパー融資	千円
自己資金	千円
合計	千円

※ 必要資金の内容に応じて、次の書類が必要となります。

■ 事業用財産を取得する場合	☐ 事業用財産譲渡契約書(写) ☐ 金融機関及び税理士等が作成した財産評価算定書(任意様式) ☐ 被事業承継会社の事業譲渡に係る議事録(写)(被事業承継会社が法人の場合) ☐ 被事業承継会社の定款(写)(被事業承継会社が法人の場合)
■ 株式を取得する場合 ※株式会社の場合、発行済議決権株式総数の3分の2(有限会社の場合は4分の3)以上を一括取得する必要があります。	☐ 株式譲渡契約書(写)及び承継前後の株主構成・出資比率が分かる資料(任意様式) ☐ 金融機関及び税理士等が作成した株式評価算定書 ☐ 被事業承継会社の株主(写)及び履歴事項全部証明書 ☐ 被事業承継会社の定款(写)及び直近2期分の決算書

5 収支計画

(1) 申込人が法人の場合

(千円)

	前期実績	今季見込み	計画1期目	計画2期目	計画3期目
売上高					
売上原価					
売上総利益					
販売管理費					
役員報酬					
減価償却費					
その他経費					
営業利益					
営業外収益					
営業外費用					
経常利益					
特別利益					
特別損益					
法人税等					
当期利益					
従業員数	人	人	人	人	人

(2) 申込人が個人の場合

(千円)

	前期実績	今期見込み	計画1期目	計画2期目	計画3期目
売上高					
売上原価					
売上総利益					
販売管理費					
減価償却費					
その他経費					
差引金額					
各種繰戻計					
各種繰入計					
青色控除前所得					
所得金額					
従業員数	人	人	人	人	人

6 その他(補足説明等がある場合はご記入ください。)

年 月 日

事業承継計画書(特別保証分)

住 所

法 人 名

代表者名

1. 事業承継の概要 ※

被承継者	氏 名	年 齢	事業承継(予定)日				
			年	月 日			
承継者	氏 名	年 齢	被承継者との関係				
事業承継理由							
承継者の経歴(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)							
株主構成の推移							
事業承継前	株主氏名	被承継者との関係	持株数	事業承継後(予定含)	株主氏名	被承継者との関係	持株数
			株				株
			株				株
			株				株
			株				株
	合計		株		合計		株
円滑な事業承継に向けた準備(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)							
(内外の関係者との調整、承継者の教育、その他事業承継に係る課題及び解決策等)							

※事業承継済みの場合は、次のとおりご記入ください。
(1)「被承継者」及び「承継者」欄への押印は不要です。(2)「事業承継(予定)日」とは、登記事項証明書における代表者への就任日です。

2. 収支計画

(単位:千円)

	前期実績	今期見込	計画1期目	計画2期目	計画3期目	計画4期目
	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)
売上高						
経常利益						

私は、今後も、金融機関等の求めに応じ、財務状況と経営状況等の報告を適時適切に行うことを確約します。

信用保証協会へお申し込みされる場合は、以下もご記入ください。

3. 事業承継特別保証制度の申込人資格要件の確認

申込人資格要件 (いずれかに○)	【事業承継予定】(1)3年以内に事業承継を予定している。	
	【事業承継済み】(2)事業承継日から3年を経過していない。	

※上記以外に一定の財務要件等を満たしている必要があります。
※【事業承継済み】の場合は、事業承継日が令和2年1月1日から令和7年3月31日の期間内である必要があります。

(信用保証協会へは、本計画書の原本を提出してください。)

〇〇 信用保証協会 御中

財務要件等確認書

金融機関本・支店名

代表者名

協会顧客番号	申込人（法人）

申込金融機関として、申込人が直前の決算（ 年 月期決算）において以下の

①、②及び③の要件に該当していること並びに保証申込時点において④の要件を満たしていることを確認しております。なお、各要件に係る判断及び確認は申込金融機関によるものです。

① 資産超過である。

純資産合計 円

② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内である。

EBITDA有利子負債倍率 倍

〔計算式〕（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

借入金・社債（ ）円－現預金（ ）円

営業利益（ ）円＋減価償却費（ ）円

③ 法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされている。

また、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えていない。

④ 返済緩和している借入金がない。

※各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。

※②については、「営業利益＋減価償却費」は「0」（ゼロ）を超えている必要があります。「借入金・社債－現預金」は「0」（ゼロ）以下でも対象となります。なお、減価償却費については、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めません。

() 信用保証協会 御中		No.	
ガバナンス体制の整備に関するチェックシート			
住所		作成日	年 月 日
企業名		() 中小企業活性化協議会	
代表者名		担当者:	
		電話番号:	
		作成日	年 月 日
		() 事業承継・引継ぎ支援センター	
		担当者:	
		電話番号:	

【中小企業活性化協議会使用欄】

	項目内容	チェックポイント(◎は特に重要な項目)	チェック欄
経営の 透明性	経営者へのアクセス	◎ 支援者が必要なタイミング又は定期的に経営状況等について内容が確認できるなど経営者とのコミュニケーションに支障がない。	
	情報開示	◎ 経営者は、決算書、各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)を作成しており、支援者はそれらを確認できる。	
		◎ 経営者は税務署が受け付けた税務関係書類を保有しており、支援者はそれらを確認できる。	
		◎ 経営者は試算表、資金繰り表を作成した上で、自社の経営状況を把握する。また、支援者からの要請があれば提出する。	
	内容の正確性	◎ 経営者は日々現金の出入りを管理し、動きを把握する。例えば、終業時に金庫やレジの現金と記帳残高が一致するなど収支を確認しており、支援者は経営者の取組を確認	
		◎ 支援者は直近3年間の貸借対照表の売掛債権、棚卸資産の増減が売上高等の動きと比べて不自然な点がないことや、勘定明細にも長期滞留しているものがないことを確認	
◎ 経営者は、会計方針が適切であるかどうかについて、例えば、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト等を活用することで確認した上で、会計処理の適切性向上に努めており、支援者はそれを確認できる。			
法人 個人 の 分離	資金の流れ	◎ 支援者は、事業者から経営者への事業上の必要が認められない資金の流れ(貸付金、未収入金、仮払金等)がないことを確認できる。	
		◎ 支援者は、経営者が事業上の必要が認められない経営者個人として消費した費用(個人の飲食代等)を法人の経費処理としていないことを確認できる。	
		◎ 経営者は役員報酬について、事業者の業況が継続的に悪化し、借入金の返済に影響が及ぶ場合、自らの報酬を減額する等の対応を行う方針にあり、支援者はそれを確認	
	事業資産の所有権	◎ 経営者が事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有している場合、支援者は法人から経営者に対して適正な賃料が支払われていることを確認できる。	

	項目内容	項目	t-2期	t-1期	t期	目安	チェック欄
財務 基 盤 の 強 化	債務償還力	◎ EBITDA有利子負債倍率				10倍以内	
	安定的な収益性	◎ 減価償却前経常利益				2期連続赤字でない	
	資本の健全性	◎ 純資産額				直近が資産超過であること	

【事業承継・引継ぎ支援センター使用欄】

項目内容	チェックポイント	チェック欄
事業承継計画書	事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者(除く個人事業主)である ※書式は信用保証協会所定の事業承継計画書様式。	

【事業者が持参する必須書類】

- ・事業承継計画書、決算書(3年分)、試算表(決算後3ヵ月以内の場合には提出不要)、資金繰り表

【該当する場合、事業者が持参する必要書類】

- ・事業資産の所有者が決算書で説明できない場合: 所有資産明細書等
- ・事業用資産を経営者が有している場合、適切な賃料が支払われているかの確認資料: 賃貸借契約書等(写しでも可)
- ・貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明する確認資料: 金銭消費貸借契約書、借用書等(写しでも可)

【任意書類】

- ・「中小企業の会計に関する基本要領」チェックリスト、税理士法第33条の2に基づく添付書面、事業計画書等、社内管理体制図、監査報告書

<留意事項>

中小企業活性化協議会のチェック(○/×で表示)を受け、全てが○になった後に、事業承継・引継ぎ支援センターのチェックを受けてください。

決算書は、本チェックシート作成時点の直近決算書でご確認ください。

チェック欄が斜線となっている項目の確認は不要です。

本チェックシートの確認とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。

事業承継・引継ぎ支援センターの作成日から3ヵ月以内に信用保証協会に申込する必要があります。

年 月 日

〇〇 信用保証協会 御中

借換債務等確認書

住 所
(申込人) 法 人 名
代表者名

借入申込の内容 (年 月 日現在)

借換対象資金（既往借入金）の内容※1					
保証協会付	保証番号	借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
	①小計			(A) 円	
プロパー※2	金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
	②小計			(B) 円	
③増額借入希望額※3			(C)	円	
④借入申込額（①、②及び③の合計）			(A + B + C)	円	

※1 本制度で借り換える既往借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。
なお、事業承継後の借入金及び保証人(個人に限る。)を提供していない借入金は対象外となります。
※2 金融機関からの借入金のうち、信用保証協会の保証付きでない借入金をご記入ください。
※3 事業承継後の場合には対象となりませんので、「0」（ゼロ）をご記入ください。

この度、申込人から経営者を含めた保証人の解除要請を受けた上記借換対象資金（以下「上記資金」という。）は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件の緩和をしていません。
また、「事業承継特別保証制度要綱」に基づく対象資金であることを確認しています。
なお、上記資金に当金融機関以外からの融資金が含まれるときは、「他行借換依頼書兼確認書」により、借換対象資金の状況を確認しています。
この度の信用保証付融資金については、申込人の金融円滑化に寄与し、かつ、事業経営の利益となるものであり、当金融機関では、今後とも積極的に支援していく方針です。

年 月 日

〇〇 信用保証協会 御中

他行借換依頼書兼確認書

住 所
(依頼人) 法 人 名
代表者名

私は、経営者を含めた保証人を提供している既往借入金について、取引金融機関に対し、保証人の解除を要請しております。

今般、取引金融機関との協議により、貴協会の「事業承継特別保証制度」による
(借換金融機関名)
(被借換金融機関名)
からの借入金をもって、次の【既往借入金の内容】に記載する からの借入金を決
済することで保証人の解除を図りたく、ここに依頼いたします。

【既往借入金の内容】※1					(年 月 日現在)
既往借入金	借入日	当初借入額	現在残高	保証番号※2	個人保証人の氏名
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
合 計			円		

※1 本制度で借り換える既往借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。
なお、事業承継後の借入金及び保証人（個人に限る。）を提供していない借入金は対象外となります。
※2 信用保証協会付借入金の場合は、保証番号をご記入ください。

この度、依頼人から経営者を含めた保証人の解除要請を受けた上記【既往借入金の内容】に係る融資金について、当金融機関では、保証人の解除が困難なことから、依頼人に対する
(借換金融機関名)
からの融資金により、同金融機関からの送金と同日付で完済処理をいたします。
なお、上記の融資金は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件を緩和していません。
また、依頼人を債務者とする不動産担保の設定状況は次のとおりです。

設定額	千円	抵当権 ・ 根抵当権	設定額	千円	抵当権 ・ 根抵当権
	千円	抵当権 ・ 根抵当権		千円	抵当権 ・ 根抵当権

【送金先】
銀行 本店
送金指定口座 信用金庫 支店 別段 預金口座番号
信用組合
口座名義人（送金先金融機関名）

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名 印